

○防衛省告示第百七十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十一年九月十八日

防衛大臣 北澤 俊美

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
<p>東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域 (東京都新島村地先)</p>	<p>次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面</p> <p>(1) 北緯三四度二〇分二四秒 東経一三九度一六分五五秒</p> <p>(2) 北緯三四度一四分三二秒 東経一三九度一八分三七秒</p> <p>(3) 北緯三四度〇七分三〇秒</p>	<p>平成二十一年十月一日から同年十月二十二日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで</p>	<p>すべての漁船の操業の禁止</p>

東經一三九度二一分四四秒

(4) 北緯三四度〇六分四八秒

東經一三九度一三分二九秒

(5) 北緯三四度一四分一二秒

東經一三九度一四分四九秒

(6) 北緯三四度二〇分一八秒

東經一三九度一五分一三秒